

【スウェーデン】言語の法的地位を規定する言語法の制定

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 近年、スウェーデンの大学や企業での共通言語として英語が台頭し、スウェーデン語以外の母語を有する可能性のある住民も2009年には人口の2割弱を占めている。言語の多様化の進むスウェーデンでは、スウェーデン語の振興により、社会の統合をはかり、国民、住民の民主的な意思決定過程へ参加をより一層進めることが目指され、2009年に言語法が制定された。

制定経緯

スウェーデンでは、留学生の受入れによる大学院での英語による講義の増加や企業のグローバル化により、特定分野については、国内でもスウェーデン語で会話が困難になる等の事態が生じており、これまで存在していた「スウェーデン語が国語である」という社会の共通認識に、実体的な変化が生じていることが認識されるようになった。

1998年に国のスウェーデン語研究機関である言語委員会(Språknämnden：現在の言語及び民族記憶研究所(Institutet för språk och folkminnen))が政府の委任により、スウェーデン語振興のための行動計画を示した。これを受け、政府は立法関係等調査委員会を設置し、2002年、立法関係等調査委員会は報告書「自分を表現できるように」(SOU 2002:27)を発表した。報告書では「国語」というものの法的地位を明確にし、少数言語及び手話の法的地位を定めるという言語法の主要な内容が提案された。この報告書に基づき、内閣政策提案「最良の言語―スウェーデンの包括的言語政策」(prop.2005/06:2)が国会に提出され、議決された。この提案には言語法の制定提案の他、スウェーデン語振興策も各種盛り込まれており、それらは予算措置を経て実行された。

言語法の法案作成の動きも進み、2008年に立法関係等調査委員会報告書「言語の保護―言語法の提案」(SOU 2008:26)が発表された。その後、関係団体への意見聴取などを経て、2009年3月、国会に内閣提出法案「すべての人のための言語」(prop.2008/09:153)が提出され、同年5月に国会を通過した。

これにより言語法(Språklag (2009:600))が成立し、同年5月28日に公布、7月1日より施行された。

言語法の内容

・スウェーデン語の法的地位(第4条, 第5条, 第6条)

スウェーデンにおいてスウェーデン語を「主要語(Huvudspråk)」と規定する。「主要語」とは、社会において共通して用いられる言語(共通言語)である。国は社会一般においてスウェーデン語が用いられ、習熟されるようにする責任を有する。一般公衆はスウェーデン語を用い、習熟する責任を負う。

・国の少数言語(第 7 条, 第 8 条, 第 9 条)

国はサーミ語、フィンランド語、メアンキエリ語(トルネダール・フィンランド語)、ロマニ・チブ語、イディッシュ語の 5 言語を国の少数言語とし、加えてスウェーデン手話についても、これらを保護し促進する責任を負う。

・公的機関における言語の利用(第 10 条, 第 11 条, 第 12 条)

国の公用語として、裁判所、行政機関その他の公的機関においてスウェーデン語を使用する。特定の状況下では少数言語を利用する個人の権利を認め、他の北欧言語についても同様に認める。公的機関で用いるスウェーデン語は分かりやすく、明確でなければならない。そのために各機関は所管の用語集を整備し、一般公衆に供する責任を負う。

・国際的な文脈での公用語としてのスウェーデン語(第 13 条)

国を代表する EU の公用語として、スウェーデン語の地位を維持する。EU の場でスウェーデン語の利用を継続させることを明記する。しかし、より適切な事情があれば、他の言語を用いる状況について否定しない。

・個人による言語へのアクセス(第 14 条, 第 15 条)

国はスウェーデンに居住する者に、スウェーデン語、少数言語、手話を学び上達させ、利用する機会を与える義務を負う。また、その他の母語を持つ者に母語を上達させ、利用する機会を与える。

このように言語法では、スウェーデン語を社会における「主要語」と位置付けながらも、特権的、排他的なスウェーデン語使用を目的とするのではなく、国内の少数言語や住民の母語についても、並列的な同質の保護を与えることが目指されている。これは母語の習熟がスウェーデン語の取得に必須であるという考え方の反映である。さらに、スウェーデン手話についても、言語として明確な法的地位が与えられ、保護と振興が規定された点は、特筆に値すると言えよう。

参考文献(インターネット情報はすべて 2010 年 4 月 16 日現在である。)

- ・ *Språk för alla – förslag till språklag*. Kulturdepartementet, Mars 12, 2009. <<http://www.regeringen.se/content/1/c6/12/22/93/f1210df9.pdf>>
- ・ “Värna språken – förslag till språklag,” SOU 2008:26, 18, Mars 2008. <<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/10/09/59/4ad5deaa.pdf>>
- ・ “Språk för alla – förslag till språklag,” Betänkande 2008/09:KrU9. <http://www.riksdagen.se/webbnav/index.aspx?nid=3322&dok_id=GW01KrU9>
- ・ *Bästa språket – en samlad svensk språkpolitik, på engelska*. Kulturdepartementet, Nov. 15, 2005. <<http://www.regeringen.se/content/1/c6/13/16/05/5cbb31a6.pdf>>
- ・ *Summary of Population Statistics 1960 – 2009 (corrected 2010-03-26)*. Statistics Sweden, <http://www.scb.se/Pages/TableAndChart___26041.aspx#Fotnoter>